

新型コロナ安心対策認証店特別応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、新型コロナ安心対策認証店特別応援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症が本県の飲食業界に甚大な影響を及ぼしている状況を踏まえ、鳥取県新型コロナ安心対策認証店審査要領（令和2年6月19日付第202000077300号鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課長通知。以下「認証要領」という。）に規定するガイドラインに基づき感染防止対策を講じながら前向きに事業継続に取り組む県内飲食店等が販売するプレミアム付き飲食券の発行に係る経費の一部を支援することにより、本県の飲食業界の需要喚起を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第4条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の交付申請及び実績報告を原則として別表の第1欄に掲げる第1弾 新型コロナ安心対策認証店特別応援事業については令和4年2月10日まで、第2弾 新型コロナ安心対策認証店特別応援事業については令和4年2月1日から令和4年6月10日までにしなければならない。

2 規則第5条の申請書及び規則第17条第1項の報告書は、様式第1号によるものとする。

3 規則第5条第2号及び規則第17条第2項第2号に掲げる書類は、不要とする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請及び実績報告を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

(雑則)

第6条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月10日から施行し、令和3年度事業に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月24日から施行し、令和3年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
第1弾 新型コロナ 安心対策認証店 特別応援事業	鳥取県新型コロナ安心対策認証店（以下「認証店」という。）のうち、食品衛生法第55条第1項による飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を有する店舗を営業する法人若しくは個人のうち次の各号のいずれにも該当しないもの。ただし市場開拓局長が認める場合はこの限りではない。	鳥取県が発行する25%プレミアム付き食事クーポン券（以下「県食事券」という。）のうち、認証店が販売した県食事券のプレミアム相当分の経費 ・販売期間：令和4年1月31日まで ・利用期間：令和4年3月31日まで	10/10	1 認証店当たり20万円
第2弾 新型コロナ 安心対策認証店 特別応援事業	（1）宿泊者に限定した飲食提供を行う店舗、又はコンビニエンスストア。 （2）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員及び暴力団等の利益につながる活動を行い、又は暴力団等と密接な関係を有するもの。	鳥取県が発行する25%プレミアム付き食事クーポン券（以下「県食事券」という。）のうち、認証店が販売した県食事券のプレミアム相当分の経費 ・販売期間：令和4年5月31日まで ・利用期間：令和4年5月31日まで		1 認証店当たり20万円

（特記事項）

- 補助事業者が、交付申請時に、認証要領5又は6に基づき認証店を廃止若しくは取り消されている場合は、認証の廃止及び取消以前に県食事券の販売実績があったとしても、本補助金の一切の交付を行わない。ただし、再度認証された場合は認証の廃止及び取消以前の販売実績を含めて交付するものとする。
- 第1弾 新型コロナ安心対策認証店特別応援事業、第2弾 新型コロナ安心対策認証店特別応援事業ともに、1 認証店当たりの交付申請の回数についてはそれぞれ2回までとする。